

○福岡大学都市空間情報行動研究所規程

平成12年10月1日
制定

(設置)

第1条 本学に、平成12年度私立大学学術フロンティア推進事業(文部省)に基づき、福岡大学都市空間情報行動研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究所は、社会との連携のもとに、都市と空間における情報と人間行動の相互作用に関する理論研究及びその成果に連動した社会的技術開発を行い、魅力ある都市空間の形成と新しい産業の創出に寄与し、もって人類社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術の研究調査
- (2) 研究調査に必要な資料の収集及び保管
- (3) 研究成果の公表、広報、刊行物の刊行
- (4) 研究、調査及び試験の受託・指導
- (5) 研究会、講演会等の開催
- (6) その他研究所の目的達成に必要な事業

(所長及び研究所員)

第4条 研究所に、所長及び研究所員を置く。

- 2 所長は、研究所の業務を統括し、研究所を代表する。
- 3 所長は、学長が第6項に掲げる研究所員のうちから推薦した本学専任の教授を大学協議会に諮り、これを選任する。
- 4 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 所長が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 研究所員は、専任教育職員及び学外から受け入れた研究員をもつて充てる。

(職員)

第5条 研究所に、専属の教育職員を置くことができる。

(研究員等)

第6条 第3条に掲げる事業を遂行するため、研究所に研究所員で構成する研究組織を置く。

- 2 ポスト・ドクター(以下「PD」という。)、リサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)及び大学院学生等を研究所の業務にあてることができる。
- 3 研究員、PD及びRAの受入れ等については、別に定めるところによる。

(研修員)

第7条 研究所に研修員を受け入れることができる。

- 2 研修員の受入れ等については、別に定めるところによる。

(運営委員会)

第8条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の構成)

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究推進部長
- (2) 所長
- (3) その他研究推進部長が必要と認めた者(若干人)

2 運営委員会は研究推進部長が招集し、その議長となる。

(審議)

第10条 運営委員会は、研究所における次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 研究プロジェクトの設置及び廃止
- (3) 受託研究等の受入れ
- (4) 研究員及び研修員の受入れ
- (5) 予算及び決算
- (6) その他研究所の運営に関する必要な事項

(経理)

第11条 研究所の経理は、学校法人福岡大学経理規程に基づき行う。

(管理事務)

第12条 研究所に係る事務は、研究振興課が処理する。

(発明又は著作に関する権利)

第13条 研究所が行う事業により発生した知的財産権に関する権利の帰属及び利用等については、別に定めるところによる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか規程の施行、実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この規程及び前項によるほか、管理運営に関する事項については、特別の定めがない限り、現行の本学諸規程を準用することができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。